

滝沢村中期財政計画

〈平成21年度～平成25年度〉



平成21年2月
経営企画部 財務課

滝沢村中期財政計画

計画期間 平成 21 年度 (2009) から平成 25 年度 (2013)

はじめに	中期財政計画の目的・役割	1
1	滝沢村の財政状況	
	平成元年度から平成 19 年度までの決算、平成 20 年度決算見込	
(1)	歳入の状況	2
(2)	歳出の状況	3
(3)	収支の状況	5
(4)	基金残高の状況	6
(5)	村債残高の状況	7
(6)	経常収支比率等の状況	8
2	現状での財政見通し	
(1)	試算前提条件	9
	【歳入】	9
	【歳出】	10
(2)	財政見通し(現状ベース)	12
3	収支改善への取組	
(1)	集中改革プランによる改善	13
(2)	既存事業の見直し、実施方法による改善	15
4	中期財政計画の策定と目標設定	
(1)	財政の持続可能性の要件分析	15
(2)	目標値の設定	16
(3)	中期財政計画の策定	18
5	中期財政計画のこれから	19

中期財政計画の目的・役割

～ 「滝沢村の未来を切り開き、村民一人ひとりが希望の持てるまちづくりへ」 ～

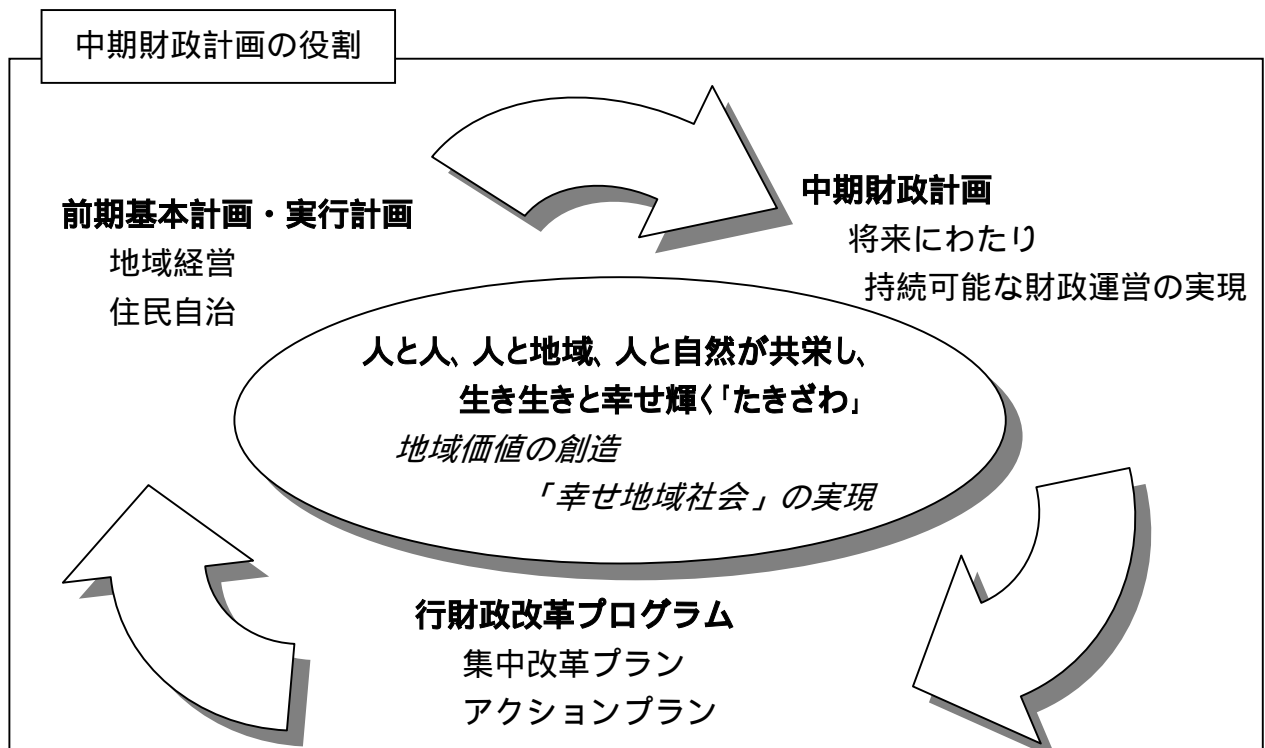
わたしたちの滝沢村は、平成元年に村制100周年を迎えてから20年が経とうとしています。

その間、地方自治体は、地方分権による機関委任事務の廃止が行なわれ、その後の三位一体改革など地方行財政はめまぐるしく変化してきた中において、本村は、5万人を超える住民の皆様に支えられ、厳しい状況乗り越えてきました。

今後の地方分権推進改革は、平成21年度末の新分権一括法に向けての基本的な考え方として、「自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取り組み」としており、分権型社会への転換、地方の活力を高め強い地方を創出、地方税財政基盤の確立、簡素で効率的な筋肉質の行財政システム、自己決定・自己責任・受益と負担の明確化による「地方主役」としており、今後も第二次地方分権改革に基づき、地方行財政の変革は続いていきます。

我が国の経済情勢については、昨今の米国大手金融機関等の破綻を発端とする世界的な金融危機や景気後退の影響を受け、外需面に加え国内需面の停滞が進み、景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れが高まっています。また、世界的な経済金融情勢、雇用情勢・環境等の悪化に伴い、国税収入を始めとする地方公共団体の税収は、急速な税収減、財源不足を生じるものと見込まれています。

今回策定する「滝沢村中期財政計画」は、このような厳しい経済情勢の中においても、第5次滝沢村総合計画基本構想・前期基本計画の戦略方針、更には、平成22年度に新たに策定されることとなる後期基本計画の戦略方針を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、住民参画による滝沢村の発展に努め、村民が真の豊かさを実感するために、将来的に持続可能な行財政基盤を確立するとともに行財政運営の革新・改革を推進し、財政の健全性を確保するために本計画を策定します。



1 滝沢村の財政状況 滝沢村制100年から現在まで

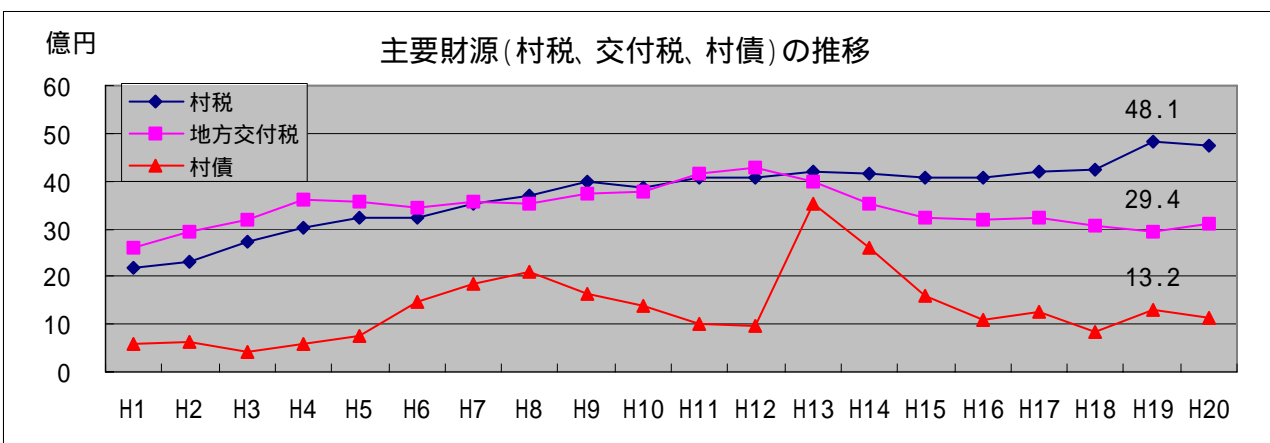
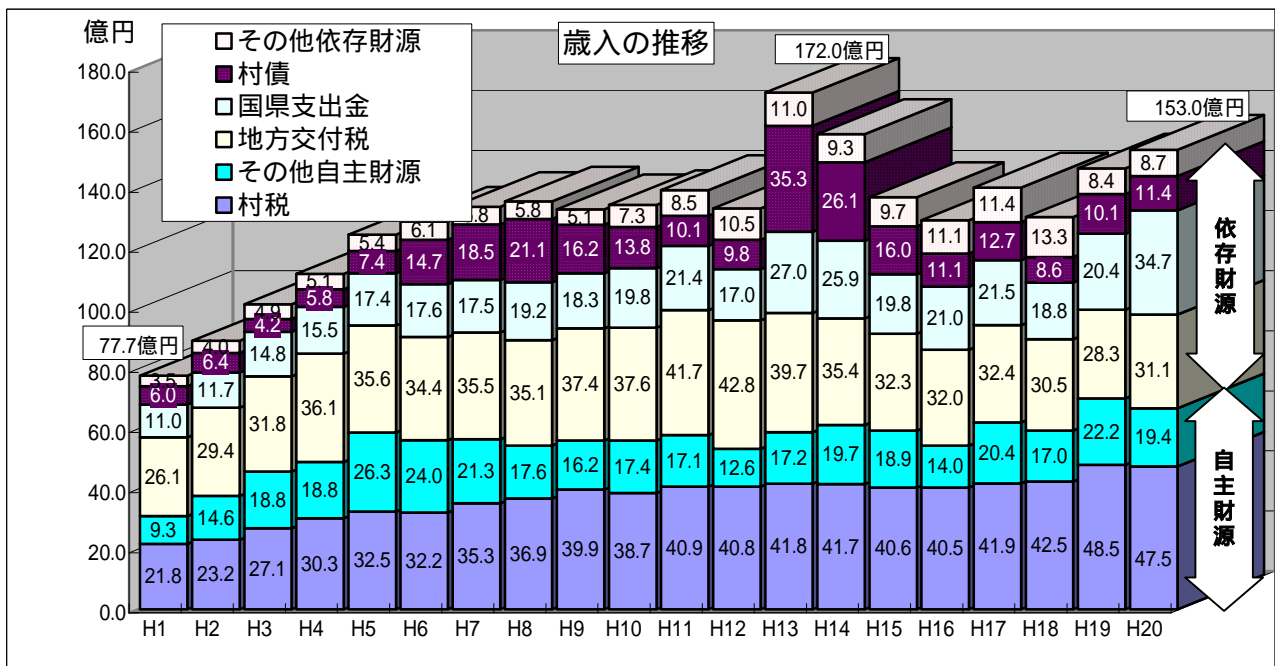
(1) 歳入の状況

滝沢村に入ってくる収入には様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは、村税、使用料など村民の皆様から直接収入するもの等で、依存財源は主に国や県などからの補助金や交付金等になります。

平成元年度から平成5年度までの自主財源は、村の発展や人口増加を背景に増加していましたが、長引く景気の低迷により、以降はほぼ横ばいで推移しています。依存財源は、大型建設事業などの財源として年度間の増減があり、特に平成13年度及び平成14年度の増加は、ごみ焼却施設建設の影響により大きく増加しました。

平成元年度と平成20年度決算見込を比較すると、総額が77.7億円から153億円(約2倍)に、自主財源が31.1億円から66.9億円(約2.2倍)に増加し、行財政規模が拡大してきました。

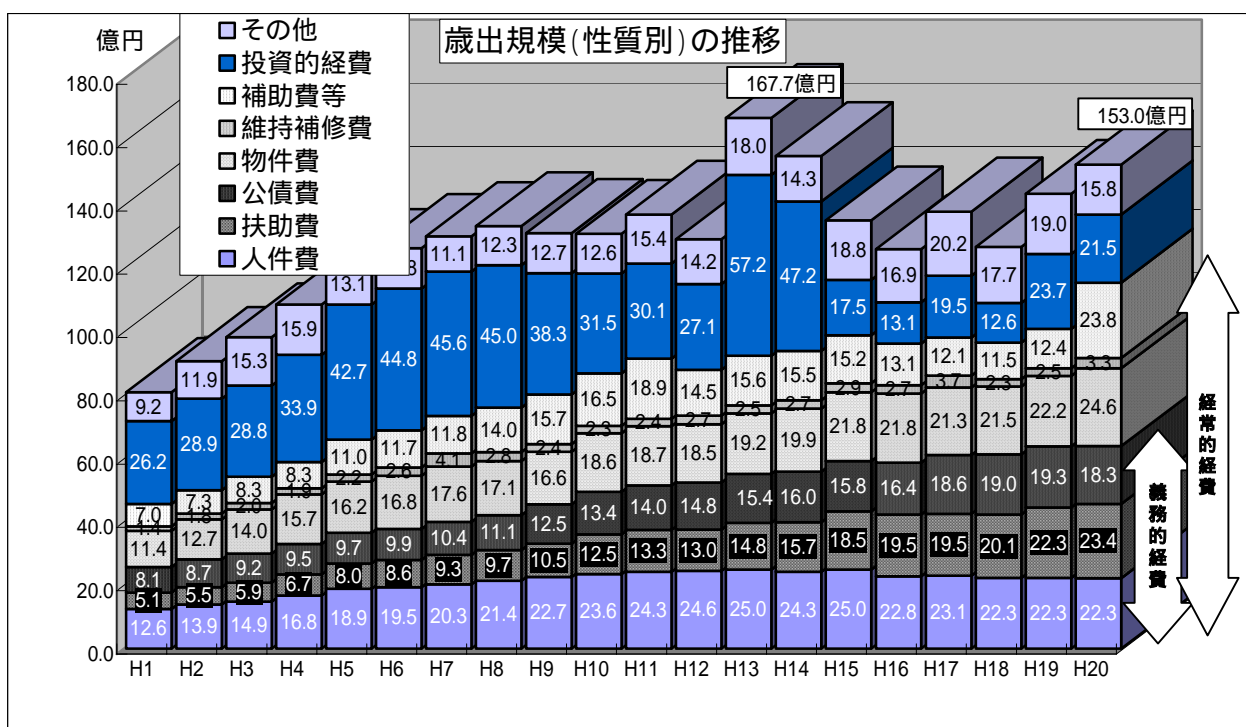
近年では、三位一体改革などの影響により、依存財源の圧縮が行なわれ、とても厳しい財政状況となっています。また、今まで国や県に頼ってきた歳入は今後、村税など村独自の収入で賄わなければならなくなってきています。



(2) 歳出の状況

歳出にも様々な見方や種類がありますが、各年度の歳出を性質別で表したのが次の表になります。性質別には大きく経常的経費と投資的経費に分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。

義務的経費は、法令の規定やその性質上、必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費であり、この義務的経費の割合が高くなると、他の経費に充てる財源の余裕が無くなってしまいます。義務的経費の割合は、平成18年度に公債費償還のピークを迎え、48.4%とほぼ半分近くまでになりましたが、公債費償還のピークを終えた平成19年度以降は、平成17年度とほぼ同水準(45%以下)にまで逡減されています。

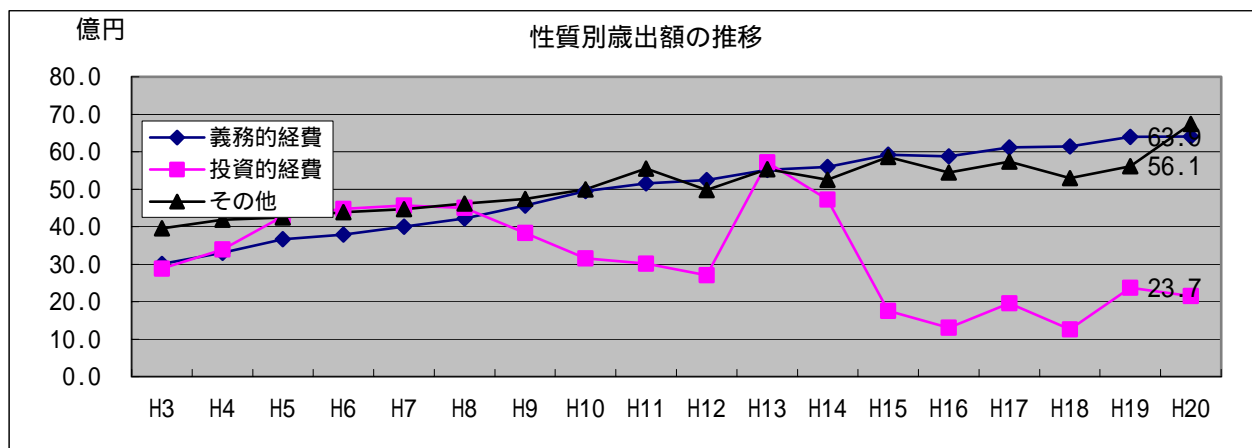


歳出は歳入と同様、平成8年度頃まで村の発展や人口増加と同じくして増加してきました。

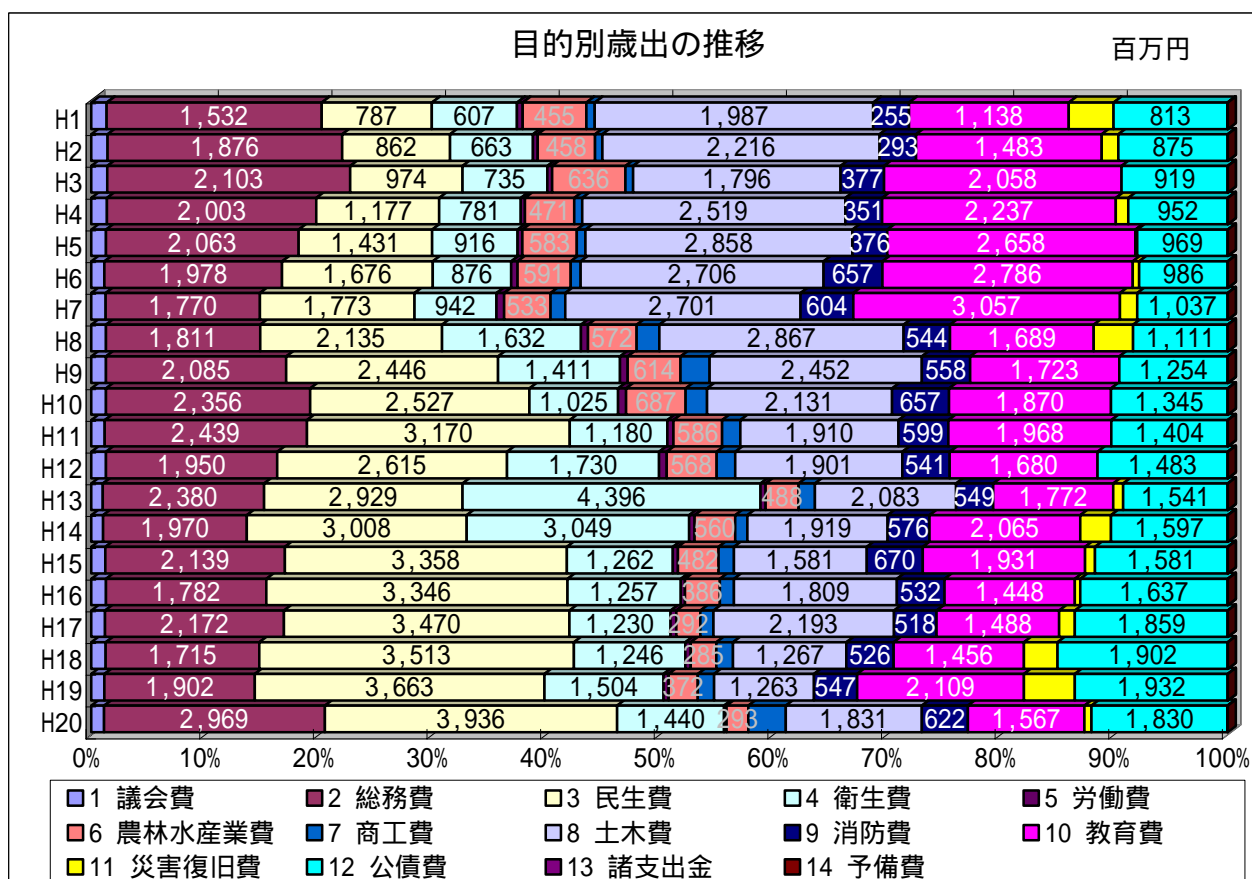
しかし、その後、歳入の伸びが止まり、投資的経費を抑制することにより財政を維持してきました。平成13年度と平成14年度は、ごみ焼却施設建設の影響により大きく増加していますが、その後は、隔年で増加と減少を繰り返すのは、投資的経費の繰越の影響によるもの。

各年度の性質別歳出額の推移を見ると、平成8年度頃までは、義務的経費と投資的経費の割合がほぼ同程度となっていました。その後、投資的経費については、ごみ焼却施設建設分を除き大幅に減少傾向となっています。

義務的経費は、生活保護法や児童福祉法などに基づき被扶養者に対して支給する扶助費、村債を償還するための公債費が伸び続けています。平成15年度以降の歳出総額は、余り大きく伸びていませんが、義務的経費が圧迫する形で投資的経費や補助費等などが縮小されてきました。



次に、どのような目的に支出されたか（目的別歳出の推移）を見ると、やはり扶助費が多くを占める民生費の割合や公債費の割合が大きく伸びています。逆に土木費、教育費は道路建設や学校建設の縮小により減少傾向にあります。

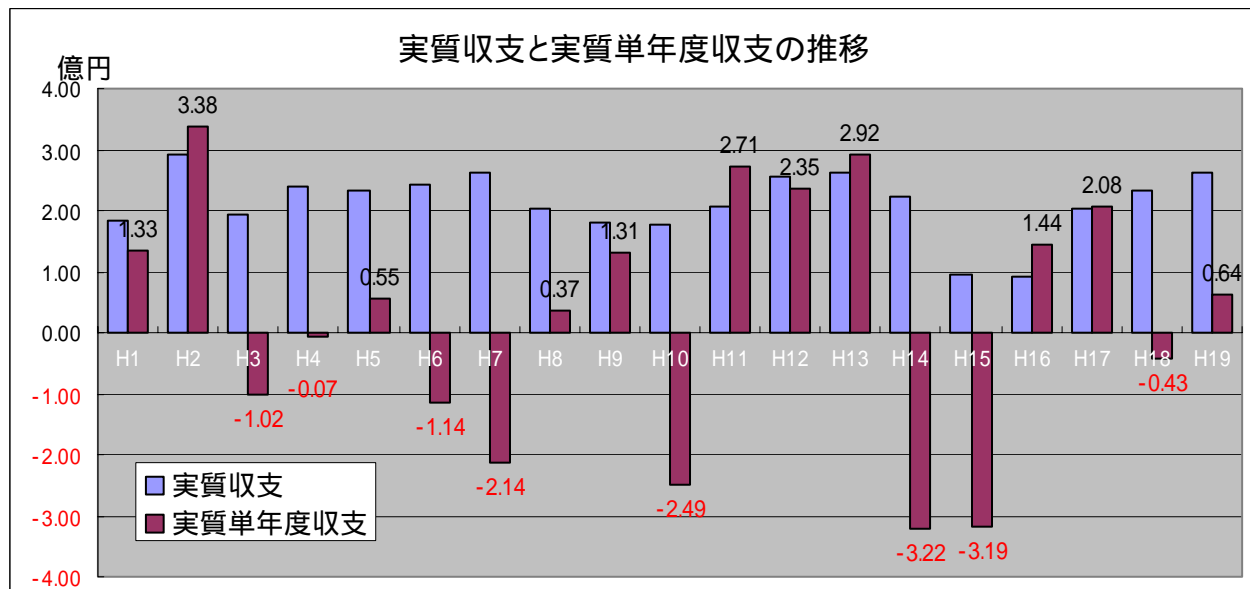


平成20年度決算見込は、国の2次補正にかかる定額給付金8億2千万円、子育て応援特別手当3千5百万円、合わせての8億6千万円の追加経済対策が緊急措置されていることから、歳入予算及び歳出予算ともに大幅な増となっています。（定額給付金等の特殊要因を除く実質の平成20年度歳入及び歳出決算見込は、約144億円）

(3) 収支の状況

歳入と歳出のギャップが広がる中、今まで蓄えてきた各種基金や村債などの積極的な活用を図り、財源の確保を行なったことにより、歳出を高い水準に維持してきました。

これを、実質収支と実質単年度収支という2つの指標で説明します。



実質収支は、入ってきたお金（歳入決算額）から使ったお金（歳出決算額）と翌年度に繰り越したお金（翌年度繰越額）を単純に差し引いたものです。

これには、基金（貯金）を使って得たお金も、基金に積立てたお金も含まれており、ほとんどの自治体で黒字（プラス）になっています。

それに対して、基金の中で最も影響が大きい財政調整基金の積立てや取り崩しが無かったらどうなっているかを表したものが実質単年度収支です。

滝沢村では、平成18年度の実質単年度収支が3年振りの赤字になっていましたが、平成19年度には、黒字（プラス）に戻っています。

【実質収支】

自治体決算の純剰余（赤字の場合は純損失）であり、次の式で表します。

$$\text{実質収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額} - \text{翌年度繰越財源}$$

【実質単年度収支】

財政調整基金の積立てや取り崩しは、黒字や赤字の大きな要因となるため、これらの要因を除いて考えた場合の数値で、次の式で表します。

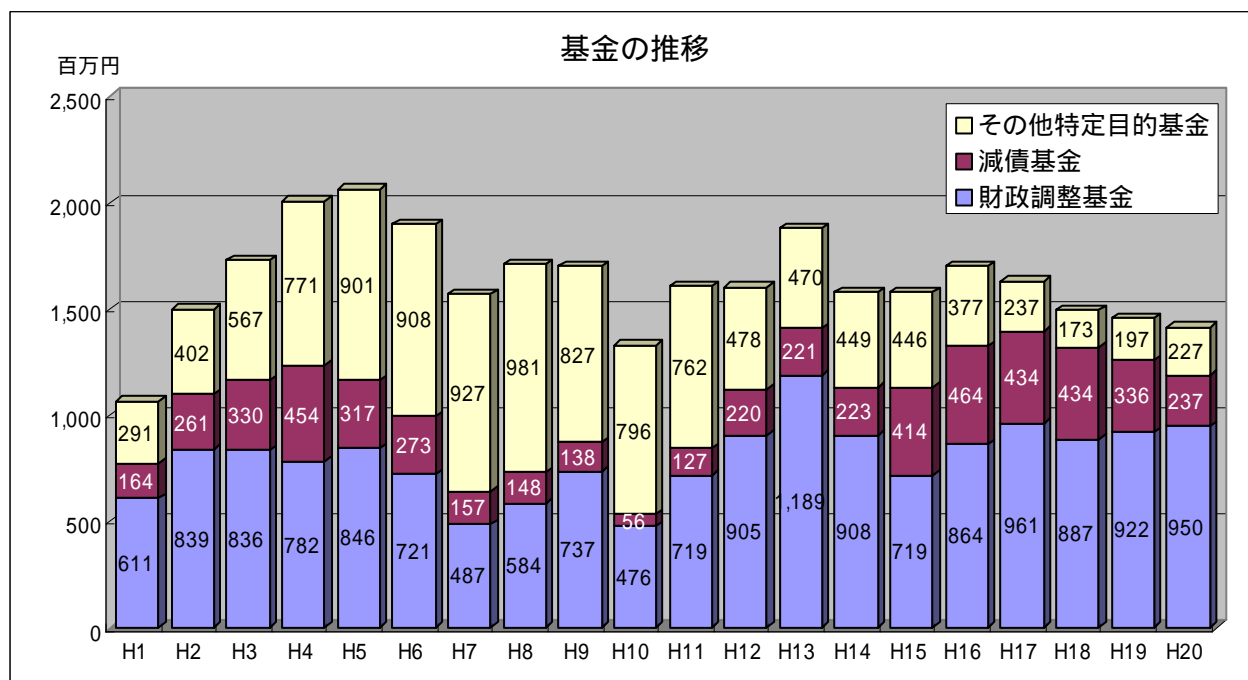
$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} = & \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ & + \text{村債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額} \end{aligned}$$

(4) 基金の状況

基金とは、家計でいう預貯金にあたるものです。

滝沢村では、村税などの伸びが好調な時期に、決算時の歳入と歳出の差額等を計画的に積立ててきました。また、公共施設建設など、一時的に多額の費用がかかる事業については、基金を取り崩し、計画的に活用してきました。

しかし、近年、基金の取り崩しによって財源の確保を行ってきたため、総額が減少してきています。このままでは、近い将来、貯金が底をつき、家計の赤字を埋めることができなくなってしまいます。



財政調整基金は、年度間の財源調整という役割を持っているもので、景気の変動などにより、一時的に財源が不足した場合の穴埋めとして使われます。

また、滝沢村では、毎年度の決算差額（歳入 歳出）の2分の1以上をこの基金に積立てています。

減債基金は、起債の返済（公債費）の財源として使われます。

他に、特定目的基金という、地域整備や福祉関係など、個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金があります。

滝沢村には、現在、5基金があります。

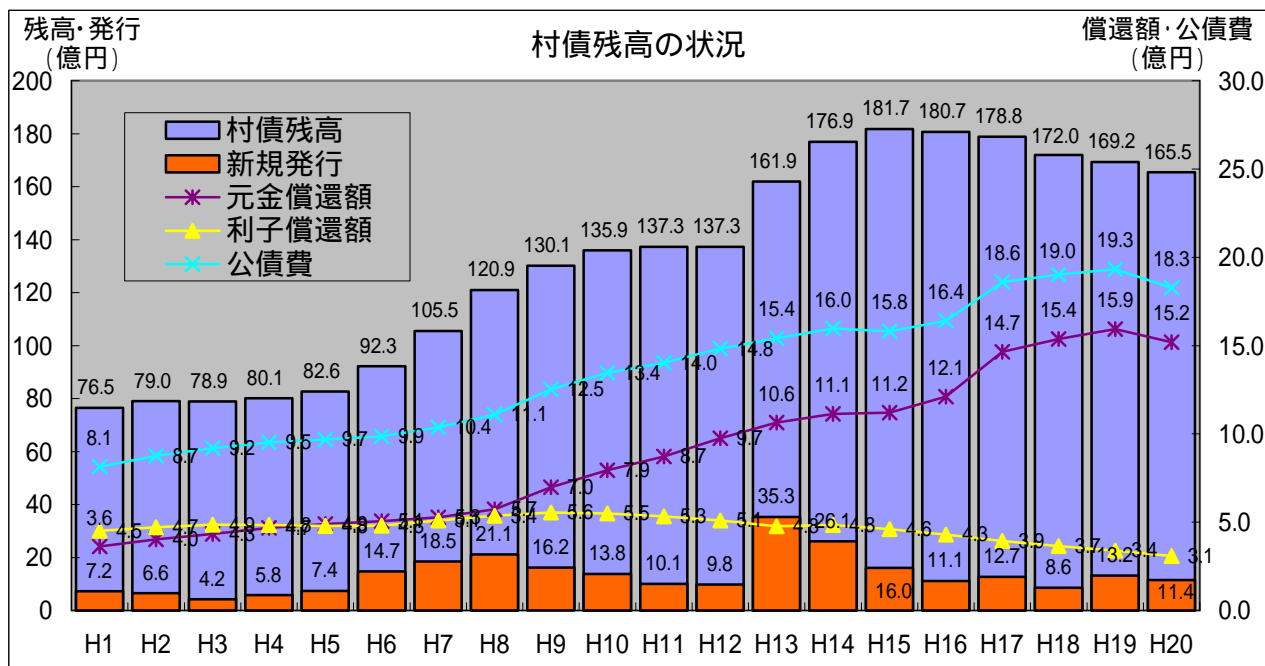
区 分	平成 19 年度末基金残高	平成 20 年度末基金残高見込 (平成 21 年 3 月末見込)
1 財政調整基金	9 億 2, 2 3 2 万円	9 億 4, 9 8 1 万円
2 減債基金	3 億 3, 5 9 2 万円	2 億 3, 7 0 9 万円
3 地域整備特別対策事業基金	8, 1 1 2 万円	1 億 6, 1 5 8 万円
4 地域福祉基金	1 億 5 4 0 万円	5, 5 4 0 万円
5 ふるさとの水と土保全基金	1, 0 0 0 万円	1, 0 0 0 万円
合 計	1 4 億 5, 4 7 5 万円	1 4 億 1, 3 8 8 万円

(5) 村債残高の状況

地方債（村債）とは、家計でいうローンにあたるものです。

地方自治体では、原則、赤字の穴埋め目的での借金はできませんが、国の減税政策等による臨時財政対策債などの赤字借金が特例措置として認められています。

滝沢村では、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかり、かつ、将来その施設を使う世代にも経費を負担してもらうのが妥当な場合に限って村債を発行し、国などから借金をし、歳入を確保してきました。このことを起債といいます。



村債残高（まだ返済していない額）は、平成15年度に181.7億円となっており、当該年度の歳入総額137.2億円の約1.3倍にあたります。村民一人あたりの負担額は、平成20年度決算見込で、約3.1万円、1世帯あたりの負担額は、約8.3万円になります。

平成15年度が村債残高のピークであり、その後は順次、逡減していきませんが、毎年の返済額（公債費）は、ほぼ同程度で推移していきます。また、村債の返済には10～25年程度かかり、返済額（公債費）は、平成18年度にピークを迎え、19億円規模になっています。

借入れた村債の返済額は、毎年同じ額を返済していくため、急激な減少は望めず、過去の借入れの返済が終了するまでは同程度の額で推移していくことになります。

プライマリーバランスを考慮し、村債発行を慎重にしていかなければ、村債残高、公債費ともに増加し、将来への負担が増加することとなります。

平成20年度決算見込の公債費は、約18.3億円であり、今後もほぼ同水準の公債費償還が続いていきます。

プライマリーバランスとは、その年度に新規発行する村債の額を、村債の償還元金の額以下に抑えることです。（平成20年度決算見込みの償還元金15.2億円、新規発行11.4億円）

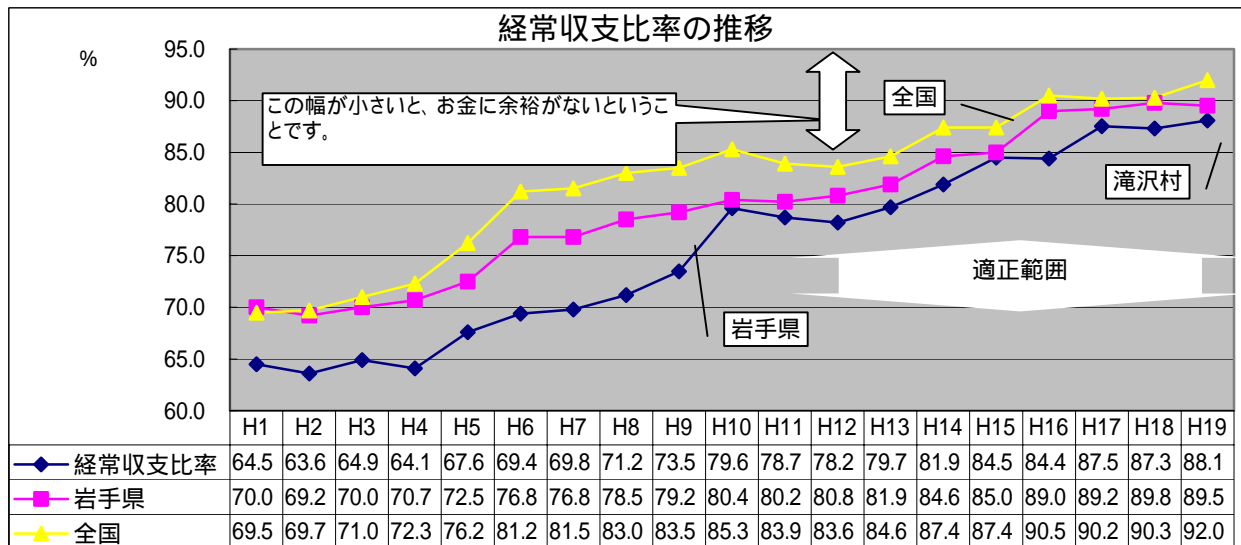
(6) 経常収支比率等の状況

経常収支比率

義務的経費などの支払いに充てる財源（歳入）の割合を示した指数を経常収支比率といいます。

家計に例えると、住居費・光熱水費などのような毎月確実に支出される経費が、給与のような毎月決まって得られる収入に占める割合を示したものになります。この値が大きければ、新たな村民ニーズに対応できるような支出に充てる財源が乏しく、財政が硬直化しているということになります。

適正な値が町村で70～75%、市で75～80%といわれていましたが、現状ではほとんどの市町村が適正範囲を越えてしまっています。滝沢村は、平成9年度まで73.5%と適正範囲にありましたが平成19年度は88.1%と増嵩し、財政の硬直化が一層進み深刻な財政状況になっています。



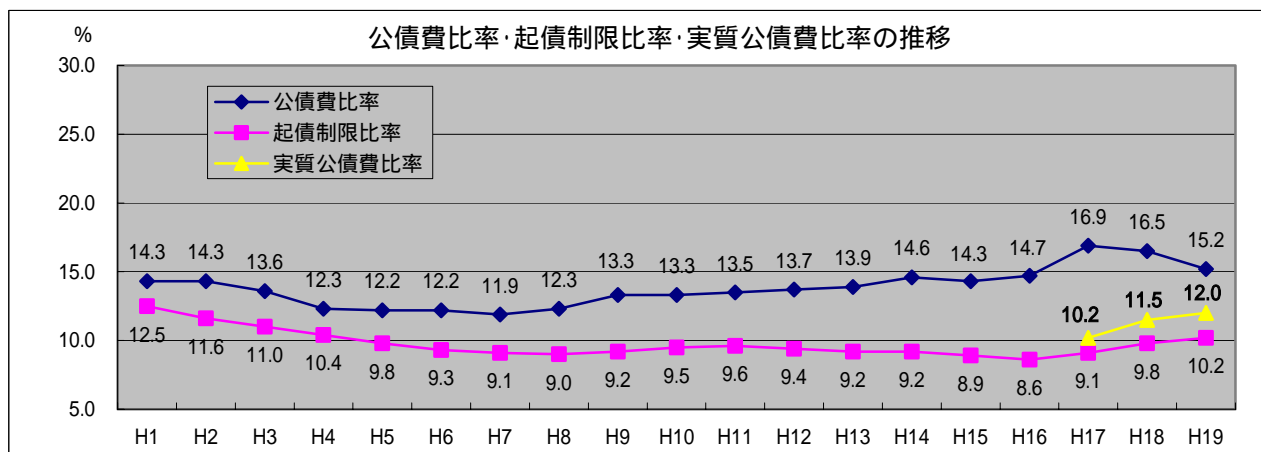
公債費比率・起債制限比率・実質公債費比率

公債費を支払うために、歳入のうち一般財源がどのくらい使われたかを示す指標を公債費比率といいます。この指標も、経常収支比率と同様に、財政の硬直化を図る目安となります。

従来、地方債の発行の制限指標とされてきた起債制限比率に変わって、平成18年度から債務負担行為、特別会計、一部事務組合などに対する繰出金等に含まれる公債費も対象とする自治体の債務(借金)をより厳密に表す指標として実質公債費比率が導入されることとなりました。

公債費比率は15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号といわれています。

実質公債費比率は18%以上が許可制、25%を超えると原則、地方債の許可が制限されます。



一般財源 = 地方税 + 地方譲与税 + 各種交付金等 + 地方交付税

2 現状での財政見通し

滝沢村財政の特徴を下に、今後の制度改正や平成19年度までの行政改革による取り組みなど、現時点で想定される試算条件を踏まえて、平成21年度から平成25年度までの普通会計における財政見通しを示します。

(1) 試算前提条件

平成21年度については、平成21年度当初予算額を目的別又は性質別に計上しています。

平成22年度及び平成23年度については、現段階において総合計画に基づき要求されている実行計画の額を全て計上しています。平成24年度以降については、前年度実績又は全5カ年に基づく推計などによります。なお、個別の推計方法については、以下の条件により推計しています。

【歳入】

村税

各税目、区分ごとに現行税率を基に調定額等を積算し、平成21年度当初見込収納率などを乗じて算出。

個人住民税については、雇用情勢の悪化や賃金レベルの低下により、平成22年度を5.1%と見込み、平成23年度については、同様状況につき0%で増減なし、平成24年度以降については一部景気の回復を見込み1%増と推計。

法人住民税については、平成22年度から一部景気の回復を見込み11.1%の増、平成23年度から平成25年度までの間を3.3%増から6.5%増として推計。

固定資産税については、評価替えを加味し、各年度の課税標準額の推計を行い、軽減・減免措置を控除し推計。土地においては、平成22年度から平成23年度までを3%増、平成24年度以降を2.5%増として推計。家屋においては、平成21年度当初予算額と同額程度として推計。償却資産においては、平成22年度を5%、平成23年度以降を1%増として推計。

軽自動車税については、昨今の普通乗用車から軽自動車へのシフト傾向等を勘案し、今後5年間で3%増として推計。

たばこ税については、喫煙者の減少傾向と増税見込みが相互に相殺され、横ばいから微増と見込まれることから、平成22年度以降1%増として推計。

その他税目については、平成21年度当初予算額と同額として推計。

使用料・手数料

使用料及び手数料については、平成21年度当初予算額と同額として推計。

その他収入

繰入金については、財政調整基金を平成24年度から平成25年度まで毎年度、1億円取り崩し、減債基金を平成22年度5千万円、平成23年度5千5百万円取り崩し、地域整備特別対策事業基金を平成22年度から平成23年度まで毎年度、4千5百万円取り崩し、地域福祉基金を平成22年度5百万円取り崩しとし、平成22年度から平成25年度までの計画期間中、各年度で1億円程度の取り崩しを想定。

諸収入については、平成 21 年度当初予算額を基本とし、平成 22 年度の市町村振興助成金皆減分を勘案し推計。平成 23 年度以降については、平成 22 年度同額として推計。

その他については、平成 21 年度当初予算額と同額として推計。

地方交付税

平成 21 年度の普通交付税については、国の出口ベース 2.7%増を基に基準財政需要額においては、「地域雇用創出推進費」及び「地方再生対策費」など特殊要因を加味し、基準財政収入額においては、昨今の経済金融危機の減収影響分を加味し、臨時財政対策債増の影響分と合わせて推計。平成 22 年度以降については、「経済財政の中長期方針と 10 年展望」において示されている国の出口ベースの伸率や特殊要因等を勘案し推計。

また、臨時財政対策債については、平成 22 年度から普通交付税へ振替え、地方再生対策費については、地方譲与税へ振替えられるものとして推計。

特別交付税については、普通交付税同様、国の出口ベースを基に推計。

国庫支出金及び県支出金、村債

国庫支出金及び県支出金については、平成 21 年度当初予算額にかかる特定財源及び平成 21 年度実行計画における特定財源を勘案し、平成 22 年度から平成 23 年度までを推計。平成 24 年度以降については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

また、県支出金については、平成 23 年度の総合補助金皆減分、平成 25 年度の電源立地交付金皆減分を勘案し推計。

なお、臨時財政対策債については、平成 21 年度までの措置とし、平成 22 年度以降から普通交付税へ振替えられるものとして推計。

譲与税・交付金

地方譲与税については、平成 21 年度まで普通交付税措置されていた地方再生対策費が平成 22 年度から地方譲与税へ振替えられるものとして推計。平成 23 年度については、平成 22 年度の 1%増と推計し、平成 24 年度以降については、平成 23 年度同額として推計。

地方特例交付金については、平成 22 年度において、特別交付金皆減分、減収補てん特例交付金（住宅ローン減税拡充分）皆増分を勘案し推計。平成 24 年度において、減収補てん特例交付金（自動車取得税交付金減収補てん分）皆減分を勘案し推計。

その他については、平成 21 年度当初予算額を基本とし、平成 23 年度については、平成 22 年度の 1%と推計し、平成 24 年度以降については、平成 23 年度同額として推計。

【歳 出】

人件費

平成 21 年度の普通会計職員数 254 人（全体 295 人）を基に、定年退職年を基本とした採用人数を考慮し、普通会計職員の人数の積上げにより試算。その他の人件費については、平成 21 年度当初予算額を基本として推計。

扶助費

平成 21 年度当初予算額を基本とし、平成 22 年度及び平成 23 年度については、平成 21 年度実行計画における扶助費の積上げにより推計。平成 24 年度以降については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

公債費

平成 20 年度決算見込に基づく現段階の償還計画に加え、新規起債発行については、平成 21 年度実行計画における起債額の積上げにより償還額を各年度ごとに試算。なお、新規発行条件は、3 年据置、15 年償還、借入利率 3.5%、元利均等償還を基本としている。

普通建設事業費

平成 21 年度当初予算額を基本とし、平成 22 年度及び平成 23 年度については、平成 21 年度実行計画における普通建設事業費の積上げにより推計。平成 24 年度以降については、特殊要因を加味し、前年及び過去の実績等に基づき推計。

繰出金

平成 21 年度当初予算額を基本とし、各特別会計ごとの財政計画又は経営計画等に基づき一般会計繰出金を推計。

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資・出資・貸付金

物件費については、平成 22 年度において、平成 21 年度当初予算額の 2%と推計し、平成 23 年度以降については、平成 22 年度同額として推計。

補助費等については、平成 22 年度において、平成 21 年度当初予算額の 3%と推計し、平成 23 年度以降については、平成 22 年度同額として推計。

積立金については、ごみ処理施設解体分の積立てが平成 21 年度をもって終了することから、平成 22 年度以降については、複合拠点施設建設分の積立てのみを想定。

その他については、平成 21 年度当初予算額と同額として推計。

以上の試算前提条件を基に、計画期間（平成 21 年度から平成 25 年度）5 年の歳入歳出の収支見通しを表したものが次の表になります。

この財政見通しでは、平成 22 年度以降

毎年度、約 1 億 1 千万円から約 4 億円の財源不足となり、

合わせて **約 11.2 億円** の財源不足となります。

(2) 財政見通し(現状ベース)

(単位：百万円，%)

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
自主財源	村税	4,715 ▲0.8	4,658 ▲1.2	4,713 1.2	4,721 0.2	4,793 1.5				
	使用料・手数料	131 6.2	131 0.0	131 0.0	131 0.0	131 0.0				
	その他収入	1,416 ▲22.2	1,250 ▲11.7	1,250 0.0	1,250 0.0	1,250 0.0				
	小計	6,261 ▲6.5	6,039 ▲3.6	6,094 0.9	6,102 0.1	6,174 1.2				
依存財源	地方交付税	3,210 3.1	3,572 11.3	3,437 ▲3.8	3,348 ▲2.6	3,285 ▲1.9				
	国庫支出金	1,185 ▲53.8	1,296 9.4	1,461 12.7	1,386 ▲5.1	1,340 ▲3.4				
	県支出金	950 4.5	884 ▲7.0	613 ▲30.6	762 24.4	726 ▲4.8				
	譲与税・交付金	791 ▲9.0	902 14.0	909 0.9	897 ▲1.4	897 0.0				
	村債	1,033 ▲9.6	698 ▲32.5	892 27.9	339 ▲62.1	211 ▲37.7				
	小計	7,169 ▲16.6	7,351 2.5	7,313 ▲0.5	6,732 ▲7.9	6,458 ▲4.1				
歳入合計	13,430 ▲12.2	13,390 ▲0.3	13,407 0.1	12,834 ▲4.3	12,632 ▲1.6					

経費区分	性質別区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
経常的経費	義務的費	2,282 2.4	2,029 ▲11.1	2,020 ▲0.5	2,017 ▲0.2	2,072 2.7					
	人件費	2,462 5.0	2,374 ▲3.6	2,391 0.7	2,360 ▲1.3	2,386 1.1					
	公債費	1,836 0.4	1,841 0.3	1,794 ▲2.6	1,783 ▲0.6	1,752 ▲1.7					
	物件費	2,550 3.8	2,499 ▲2.0	2,499 0.0	2,499 0.0	2,499 0.0					
	維持補修費	252 ▲29.0	252 0.0	252 0.0	252 0.0	252 0.0					
	補助費等	1,540 ▲35.2	1,494 ▲3.0	1,494 0.0	1,494 0.0	1,494 0.0					
	小計	10,922 ▲5.6	10,488 ▲4.0	10,449 ▲0.4	10,403 ▲0.4	10,454 0.5					
その他経費	積立金	87 ▲75.7	53 ▲39.2	53 ▲0.2	53 ▲0.2	53 ▲0.2					
	投資・出資・貸付金	168 0.1	168 0.0	168 0.0	168 0.0	168 0.0					
	繰出金	1,140 8.6	1,242 8.9	1,223 ▲1.5	1,267 3.6	1,332 5.1					
	小計	1,396 ▲11.5	1,463 4.8	1,444 ▲1.3	1,488 3.1	1,553 4.3					
投資的経費	普通建設事業費	1,096 ▲46.8	1,707 55.7	1,910 11.9	1,050 ▲45.0	977 ▲7.0					
	災害復旧事業費	16 ▲89.1	0 ▲100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0					
	小計	1,112 ▲48.4	1,707 53.5	1,910 11.9	1,050 ▲45.0	977 ▲7.0					
歳出合計	13,430 ▲12.2	13,658 1.7	13,803 1.1	12,942 ▲6.2	12,984 0.3						
収支(歳入-歳出)	0	▲268	▲396	▲108	▲352						

基金積立額	83	53	53	53	53
基金取崩額	▲240	▲100	▲100	▲100	▲100
基金残高	1,257	1,210	1,163	1,116	1,069
村債残高	15,967	15,118	14,498	13,340	12,072
経常収支比率	87.9	87.7	87.8	88.0	88.2
実質公債費比率	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1

表示単位未満で調整を行なっている為、小計及び合計、伸率が一致しない場合があります。

平成21年度から平成25年度までの財源不足額合計 **1,124百万円**

平成20年度末基金残高見込額(平成20年度3月補正後見込) 1,414百万円

3 収支改善への取組について

毎年度の財源不足を解消するため、今後、実行計画の事業精査や集中改革プラン及び予算編成により、事業の見直しや財源の確保を行いながら解消していくものとします。

(1) 加速アクションプランによる財政効果

滝沢村集中改革プランは平成16年度を起点として平成21年度まで計画されていますが、全国的に地方自治体の財政状況が悪化する中、今後の行政サービスを維持し、新たな行政ニーズに対応する為にも、今一度現状を振り返り、行政サービスの無理や無駄が無いかを洗い出す必要があります。

このため、既存の滝沢村集中改革プランに加えて、平成19年度に平成24年度までの「加速アクションプラン」を新たに策定いたしました。

A 村の収入を増やす取組み (単位 百万円) 税金や税金以外の村の収入の増に向けた取組み例	既存アクションプラン単年度効果(見込み)額の積上げ		加速アクションプラン単年度効果(見込み)額の積上げ	
	H17 ~ H19 今までの効果	H20 ~ H21 これからの見込み	H20 ~ H24	
既存滝沢村集中改革プラン実績額 81 百万円 (H17~H19 までの対前年効果額の積上げ) 既存滝沢村集中改革プラン見込み額 10 百万円 (H20~H21 までの対前年効果見込み額の積上げ) 滝沢村集中改革プラン(加速アクションプラン)計画額 24 百万円 (H20~H24 までの対前年効果見込み額の積上げ)			H20 ~ H21	H22 ~ H24
・税金のコンビニ収納等の収納環境の整備拡充を検討します。				}
・インターネット公売を促進します。				
・滞納整理を推進します。	72	15		
・税金の賦課徴収のシステム化を図り、事務の効率化をします。				}
・庁舎内広告、封筒広告等により歳入を増やします。	1			
・使用料、手数料を受益と負担の関係により見直します。	3			
・現在無料の学校施設の使用料について検討します。				
・職員駐車場の有料化を検討します。				2
・未利用財産、保有する株式等の売却を検討します。	5	-5 調整		0
B 村の歳出を抑制する取組み (単位 百万円) 歳出の抑制に向けた取組み例	既存アクションプラン単年度効果(見込み)額の積上げ		加速アクションプラン単年度効果(見込み)額の積上げ	
既存滝沢村集中改革プラン実績額及び見込み額 122 百万円 (H17~H19 までの対前年効果額の積上げ) 既存滝沢村集中改革プラン見込み額 224 百万円 (H20~H21 までの対前年効果見込み額の積上げ) 滝沢村集中改革プラン(加速アクションプラン)計画額 569 百万円 (H20~H24 までの対前年効果見込み額の積上げ)	H17 ~ H19 今までの効果	H20 ~ H21 これからの見込み	H20 ~ H24	
			H20 ~ H21	H22 ~ H24

・公共施設の指定管理者制度を拡大します。		15		28
・公共施設の在り方（統廃合・運営見直し）を見直します。	2	0		0
・事務事業の整理統合を図ります（類似事業の統合等）。				30
・民間事業者へ委託可能な事務の委託を推進します。				20
・道路、施設等の建設事業を計画的に行います。	8	175	419	-35
・職員の定員管理を適切に行います。	34	33		36
・少ない職員で業務が行える効率的な組織を構築します。				
・村長等の特別職の給与を見直します。			2	
・退職手当組合負担金の在り方を検討します。			70	-1
・補助金の整理合理化	36	0		0
・その他	42	1		0
C 合計（A+B）（単位 百万円）	H17 ~ H19	H20 ~ H21	H20 ~ H24	
			H20 ~ H21	H22 ~ H24
滝沢村集中改革プラン（H17～H19）実績額《今まで》	203			
滝沢村集中改革プラン（H20～H21）見込み額《これから》		234		
滝沢村集中改革プラン（H20～H24）（加速アクションプラン）見込み額			491	102 ア
H20～H24 までの集中改革プラン効果額（既存プラン+加速プラン）				827

「調整」は、効果が単年度のみであり、次年度は効果が無い場合を指します。

この表は、加速アクションプランにおける財政的効果が期待される取組みをわかりやすくピックアップしたものです。百万円未満は表示されていません。

効果額は、各年度の対前年効果額（効果見込み額）の積上げとなっています。

効果額は、見込み額の為、平成21年2月現在のものであり、今後の加速アクションプランの進捗により変更があります。

中期財政計画（平成21年度～平成25年度）との関係

ア 平成22年度～平成24年度までの加速アクションプランによる効果額 1億2百万円

イ 中期財政計画における平成25年度行革目標値（事業統合及び普通建設事業の圧縮）5千万円

加速アクションプラン	+	平成25年度行革単年度目標値	=	行革効果額
ア	+	イ	=	1億5千200万円

(2) 既存事業の見直し、実施方法による改善

財政見直しによる、**約11.2億円**の財源不足に対し、
加速アクションプランによる効果額は、約1.5億円となっており、

なおも **9.7億円**の財源不足が見込まれます。

この財源不足の解消を図るため、まず、可能な限り財源の確保を進め、次に既存の計画されている事業についても、限られた資源をいかに効果的・効率的に投入するかが重要となり、住民の皆様との対話の下、受益者負担とサービスの関係性や地域における役割分担や実施時期等について、国、県の動向や社会状況の変化などの時々に応じ、必要な見直しを行い、改善を図っていくものとします。

4 中期財政計画の策定と目標設定

収支改善への取り組みを行い、毎年度の予算編成を行う過程において、滝沢村が今後も持続可能な財政運営を行っていくための目標を設定し、毎年度の予算編成の指針となる財政計画を作成します。

(1) 財政の持続可能性の要件分析

国による三位一体改革の影響や少子高齢社会の進展により、地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が加速されていくものと考えられ、自治機能の喪失ともいえる財政再建団体も現実のものとなりかねません。しかしながら、セーフティネットをはじめとする必要不可欠な公共サービスの提供や社会基盤の整備は、基礎的自治体として、住民に果たすべき責務であり、使命と受け止めます。

<総合計画の着実な実行＝村民福祉の向上>

このため、施策の選択と集中による財源の効果的な活用と住民協働や民間活力の導入が重要であるとともに、第5次滝沢村総合計画の着実な実行と適切な進行管理を行うため、常に仕組みを見直していくことが必要です。

<経済性・効率性の推進＝収支の均衡>

庁内にあっては、それぞれの経営資源の所管が分散していることから、機動的かつ効果的な運用体制の整備や庁内横断的な戦略的事務事業への支援が必要となっています。また、事務事業の実施にあたっては、現場に即した庁内分権化や一層の経済性、効率性を進めていかなければなりません。

< 将来負担の適正化 = 将来への責任 >

新たな村債発行に関して、プライマリーバランスを考慮し、村債発行を慎重にしていかなければ、村債残高、公債費ともに増加し、将来への負担が増加することとなります。

滝沢村が「滝沢村自身の未来を切り開き、住民一人ひとりが希望の持てるまちづくり」を推進していくために、そして、自立して持続可能な財政運営を行っていくために必要なことは、

「村民福祉の向上を図り、収支の均衡と将来への責任を果たす」ことが必要であるといえます。

このことから、目標については、

収支均衡を保つための調整財源確保としての基金残高
将来にわたる財政負担の適正化としての村債残高

を目標指標項目とします。

なお、以下の項目については、参考指標として計画することとします。

多種多様な村民ニーズへの対応の可能性を示す経常収支比率
新規発行村債の制限指標である実質公債費比率

(2) 目標値の設定

収支均衡を保つための調整財源確保としての基金残高

滝沢村には、現在、5基金があります。

財政調整基金は、年度間の財源調整という役割を持っているもので、景気の変動などにより、一時的に財源が不足した場合の穴埋めとして使われます。また、滝沢村では、毎年度の決算差額（歳入 歳出）の2分の1以上をこの基金に積立てています。

減債基金は、起債の返済（公債費）の財源として使われます。

他に、特定目的基金という、地域整備や福祉関係など、個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金があります。

経常収支比率が示す財政構造の弾力性は、村民ニーズへの的確な対応を担保するためのものですが、毎年度の予算編成において収支均衡が取れない現状においては、この指標の有効性は失われつつあります。

年度間の財源不足を補うための財源調整としての基金を保有することこそが、災害や教育施設の耐震化など、緊急の行政課題への迅速な対応を可能にし、弾力性を実質的に担保するものとして、財政計画上の重要な目標として設定します。

目標保有額	5基金合計	10億円以上
-------	-------	--------

毎年度の収支が均衡、あるいは、収入が支出を上回らない限り、年度間の財源調整のための基金を保有する必要があります。

本計画では、総合計画前期基本計画に基づき実行される計画を実施した場合においても、保有可能な額として10億円以上を目標とします。

将来にわたる財政負担の適正化としての村債残高

滝沢村のプライマリーバランスは、既に黒字化し、村債残高は着実に減少しています。

しかし、単年度の収支均衡を保つため、県の同意や許可に基づかない村債発行（赤字借金）により財政を維持していくことは、現在の借金を後世代へ転嫁することとなり、健全な財政とはいえない状況となります。

そこで村債残高の着実な減少を目標として設定します。

目標残高 平成25年度末 130億円以下

毎年度の元金償還額が15億円程度となることが見込まれる中、起債制度による新規発行を最大限活用することとしても、財政規模の範囲内とすることが望ましく、プライマリーバランスの黒字化を着実に実行するため、村債残高の適正な範囲として、年間歳入規模と同程度の130億円以下を目標とします。

(3) 中期財政計画の策定

現状での財政見通しを踏まえ、集中改革プランの着実な実行と、地域活性化事業債や財政健全化計画を作成した上での行政改革推進債などの活用を盛り込み、更には、歳入確保の取り組みや事業見直しを不断に実行し、目標の達成を前提とする中期財政計画を策定します。

(単位：百万円，%)

区分		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
自主財源	村税	4,715	▲0.8	4,665	▲1.1	4,720	1.2	4,728	0.2	4,800	1.5
	使用料・手数料	131	6.2	131	0.0	131	0.0	131	0.0	131	0.0
	その他収入	1,416	▲22.2	1,251	▲11.6	1,252	0.1	1,249	▲0.2	1,250	0.1
	小計	6,261	▲6.5	6,047	▲3.4	6,103	0.9	6,108	0.1	6,181	1.2
依存財源	地方交付税	3,210	3.1	3,572	11.3	3,437	▲3.8	3,348	▲2.6	3,285	▲1.9
	国庫支出金	1,185	▲53.8	1,296	9.4	1,461	12.7	1,386	▲5.1	1,340	▲3.4
	県支出金	950	4.5	884	▲7.0	613	▲30.6	762	24.4	726	▲4.8
	譲与税・交付金	791	▲9.0	902	14.0	908	0.9	897	▲1.4	897	0.0
	村債	1,033	▲9.6	770	▲25.5	1,066	38.6	339	▲68.3	312	▲7.9
	小計	7,169	▲16.6	7,423	3.5	7,487	0.9	6,732	▲10.1	6,559	▲2.6
歳入合計		13,430	▲12.2	13,470	0.3	13,590	0.9	12,840	▲5.5	12,740	▲0.8

経費区分	性質別区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
経常的経費	義務人件費	2,282	2.4	2,004	▲12.2	2,015	0.5	2,010	▲0.3	2,072	3.1
	扶助費	2,462	5.0	2,374	▲3.6	2,391	0.7	2,360	▲1.3	2,386	1.1
	公債費	1,836	0.4	1,841	0.3	1,794	▲2.6	1,783	▲0.6	1,752	▲1.7
	物件費	2,550	3.8	2,488	▲2.4	2,462	▲1.0	2,421	▲1.7	2,411	▲0.4
	維持補修費	252	▲23.0	252	0.0	252	0.0	252	0.0	252	0.0
	補助費等	1,540	▲35.2	1,494	▲3.0	1,494	0.0	1,494	0.0	1,494	0.0
	小計	10,922	▲5.6	10,452	▲4.3	10,407	▲0.4	10,318	▲0.9	10,366	0.5
その他経費	積立金	87	▲75.7	53	▲39.2	53	▲0.2	53	▲0.2	53	▲0.2
	投資・出資・貸付金	168	0.1	168	0.0	168	0.0	168	0.0	168	0.0
	繰出金	1,140	8.6	1,179	3.4	1,162	▲1.5	1,254	8.0	1,265	0.9
	小計	1,396	▲11.5	1,401	0.3	1,383	▲1.3	1,476	6.7	1,486	0.7
投資的経費	普通建設事業費	1,096	▲46.8	1,617	47.5	1,800	11.3	1,046	▲41.9	888	▲15.1
	災害復旧事業費	16	▲83.1	0	▲100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	1,112	▲48.4	1,617	45.4	1,800	11.3	1,046	▲41.9	888	▲15.1
歳出合計		13,430	▲12.2	13,470	0.3	13,590	0.9	12,840	▲5.5	12,740	▲0.8
収支(歳入-歳出)		0		0		0		0		0	

基金積立額	83	53	53	53	53
基金取崩額	▲240	▲100	▲100	▲100	▲100
基金残高	1,257	1,210	1,163	1,116	1,069
村債残高	15,967	15,190	14,744	13,586	12,419
経常収支比率	87.9	87.4	87.8	88.0	88.1
実質公債費比率	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1

表示単位未満で調整を行なっている為、小計及び合計、伸率が一致しない場合があります。

5 中期財政計画のこれから

村行政は、「生活者の視点」を基本に住民との「対話」を重視し、様々な地域課題を真摯に受け止め、現在の滝沢村を取り巻く環境などを客観的に分析しながら、毎年度、総合計画前期・後期基本計画の実行計画を策定し、住民サービスの向上と持続可能な財政運営を実現させていくこととなります。

この計画は、今後の後期基本計画の策定や実行計画の見直しをはじめ、毎年度の予算編成の指針となるものです。

本計画に盛り込んだ収支改善の取り組みに掲げる「集中改革プラン・加速アクションプラン」の効果は、現段階で最大限の効果を期待し見込んだものであり、なおも乖離する財源不足9.7億円については、地域活性化事業債や財政健全化計画を作成した上での行政改革推進債などの活用を盛り込み、持続可能な財政運営を行うための目標を達成する計画として策定したものであります。

総合計画の実現をはじめ、この財政計画も行政のみで行えるものではありません。「地域は、地域のみでつくる」を滝沢村第5次総合計画の基本構想としています。自治会をはじめとする多くの団体、そして住民皆様の理解と協力によって、はじめて達成できるものです。

**「滝沢村の未来を切り開き、住民一人ひとりが
希望の持てるまちづくりへ」**
地域みんなの、あなたの力が滝沢村を変えていく力になります。

